

三島市総合評価競争入札試行要領

平成19年8月30日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、三島市が発注する建設工事に関して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定により落札者を決定する競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を試行的に実施するため、その事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価競争入札の対象となる建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事の中から選定するものとする。

(1) 入札者の簡易な施行計画を含む技術提案や企業の技術力、信頼性、社会性等(以下「技術提案等」という。)と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事

(2) その他市長が必要と認める工事

(学識経験者の意見聴取)

第3条 市長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(1) 総合評価競争入札によることの適否

(2) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(3) 落札者の決定の適否

(落札者決定基準)

第4条 市長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、政令第167条の10の2第3項の規定により、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、評価基準、評価方法、落札者の決定方法等について定めるものとする。

(評価基準)

第5条 評価基準は、技術提案等に係る評価項目、得点配分等を定めるものとする。

2 評価項目は、工事特性、地域特性等を勘案し、市にとって最も有利な調達となるよう適切に設定する。

3 得点配分は、発注者の設定する仕様を満たしている場合に与えられる点（以下「標準点」という。）及び技術提案等の評価に応じて与える得点（以下「加算点」という。）を工事における必要性及び重要性に基づき適切に設定する。

(評価の方法)

第6条 評価は、標準点及び加算点の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(落札者決定基準を定める際の手続)

第7条 市長は、落札者決定基準を定めるに当たり、落札者決定基準の案について、三島市建設工事等業者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の審議を経るものとする。

(入札の公告)

第8条 市長は、総合評価競争入札を実施しようとするときは、三島市契約規則（平

成17年三島市規則第5号) 第5条の規定に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとする。

- (1) 総合評価競争入札による旨
- (2) 当該総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- (3) その他市長が必要と認める事項
(技術提案等の提出及び審査)

第9条 市長は、総合評価競争入札の実施に当たっては、あらかじめ、期日を定めて入札参加者に技術提案等を求めるものとする。

- 2 前項の規定により技術提案等の提出があったときは、市長は、これを審査し、その採否を決定し、技術評価点を算出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による技術提案の採否の決定及び技術評価点の算出に当たっては、当該技術提案の実現性及び有効性を確認し、必要があると認めるときは、入札参加者に説明を求めるものとする。
- 4 市長は、総合評価競争入札の対象工事が、技術的に難度の高いものであるときは、技術提案の採否及び算出した技術評価点について、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、前項に規定する意見聴取の結果を考慮して技術提案の採否及び技術評価点を決定するときは、資格審査委員会の審議を経るものとする。

(技術提案の不採用)

第10条 市長は、前条の規定による審査の結果、技術提案を不採用としたときは、その理由を記載のうえ当該入札参加者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた入札参加者は、当該決定に異議があるときは、書面により、市長に対し説明を求めることができる。

(落札者の決定)

第11条 市長は、総合評価競争入札を行ったときは、落札者決定基準に基づいてこれを評価し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) その者の申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
 - (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるとき。
- 2 前項の規定による落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定める。

(情報の公開)

第12条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により決定した落札者と契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地
- (2) 各入札者の入札価格
- (3) 各入札者の評価の状況

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。